

◆住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設◆

一定の三世代同居改修工事を含む増改築等をした場合、所得税の税額控除を受けることができます(その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には、適用されません)

創 設

	ローン有	ローン無
控除額	借入金等年末残高の 2% ----- 三世代同居改修工事以外 1%	標準的な工事費用相当額の 10%
控除期間	5年間	
ローン限度額	250万円 ----- 三世代同居改修工事以外の部分と 合計で1,000万円	工事限度額 250万円
工事の要件	①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを増設する工事 (改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるもの)	
工事費用	50万円超※	
適用期間	平成28年4月1日～平成31年6月30日	

※ 補助金等の額を控除した後の金額